

**調査項目** 「都市公園における設置基準・建築物の建築面積割合に関する基準の条例委任」における調査研究**調査年次** 平成 23 年度**目的**

平成 22 年 6 月 22 日閣議決定された地域主権戦略大綱を踏まえ、平成 23 年 8 月 30 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に係る法律(平成 23 年法律第 105 号)」により、都市公園法における都市公園の設置基準と「公園施設の設置基準」における一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の制限について条例に委任し、条例制定の規準については「参酌すべき基準」とされた。これを受け、条例委任される都市公園の設置基準(法 3 条第 1 項・第 2 項)及び公園施設の建築面積割合に関する条例上の取扱い等について、検討を行う。

**概要**

各都市における「都市公園の設置状況」や「公園施設として設けられる建築物の建築面積割合の状況」及び各基準を条例化するにあたっての意向に関する調査と、文献調査による「都市公園の設置基準」、「公園施設」、「公園施設の建ぺい率基準」が定められた経緯等の整理に基づき、大都市における都市公園の設置基準、公園施設の建ぺい率基準等「参酌基準」についての考え方の整理等を行った。

**結果****■ 都市公園設置基準、公園施設設置基準に関する文献調査**

文献調査により各基準が決められた経緯を整理した。

**■ アンケート調査結果**

各都市の条例化の取り組み状況及び各基準を決めるにあたっての方針等をアンケートにより把握した。

**■ 各都市の公園施設(建築物)の設置状況**

建蔽率基準を決めるにあたっての資料として各都市の建築物の設置状況を把握した。

**■ 参酌すべき基準の検討について**

参酌すべき基準の趣旨を国の資料により整理した。

**■ 条例構成・留意点・説明例示等**

各基準が決められた経緯や大都市の状況、基準を決めるにあたっての方針等に基づき、各基準を条例化にするにあたっての構成、参酌した結果、対外的な説明の留意点をまとめるとともに基準決定の関す説明の例示を作成した。

**■ まとめ**

施設・公物設置管理の基準についての考え方の整理を行うとともに、基準の検討、条例化にあたって望ましい検討プロセスを整理した。

**調査結果の反映等****キーワード** 地域主権、都市公園法、条例委任、設置基準、建ぺい率基準**事例公園等**